

- たつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。
イ 総合評価のための提案書の内容が、別記「評価基準」で定められた必須項目における評価内容の要求要件を満たしているか判定し、これを満たしているものには、「評価基準」に基づき技術点を与える（満点1,000点）。なお、必須項目を満たしていない場合は、加点項目の評価は行わない。
ウ 入札価格については、「1,000点×（1－入札価格×1.05／予定価格）」により点数化し、価格点を与える。
エ 上記ア及びイにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者でない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係らない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Development, operation, and maintenance of the New Financial Accounting System
- (2) Period of commission:
From the day of contract through March 31, 2010
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
Date:2:00 p.m., June 30, 2005

- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:
Bidding proposal must arrive no later than June 29, 2005, 5:00p.m.
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Language: Japanese
Currency: Japanese currency only
- (6) Contact information:
Accounting Division
Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto - shi
Kumamoto - ken, Japan , 862 - 8570
Phone: 096 - 383 - 1111(Ext.6335)

別記 評価基準

別記「評価基準」

大項目	中項目	小項目	評価内容	評価区分	配点	
1. 熊本県新財務会計システムの姿と改善ポイントに対する提案者の理解	1. 会計業務関連	1. 審査支援機能に対する考え方について	効率的な出納機関の審査を行うために必要と思われる機能についての考え方が記述されていること。	最重要	100	
		2. 検索機能の充実について	検索機能における留意点及び会計業務において便利と思われる検索機能についてその活用方法も含め記述されていること。 また、ポケット情報(自由入力項目)を活用した仕組みについての考え方及び活用方法について記述されていること。	重要	50	
	2. 財務マネジメント関連	1. 事業別予算執行管理の導入について	事業別予算執行管理を導入する上で、今後整理すべき課題とその解決方法について記述されていること。	最重要	100	
		2. 行政経営管理機能(管理者用システム)の実現について	行政経営管理機能(管理者用システム)に対する考え方、留意すべき点及びその対応について記述されていること。	重要	50	
	3. 物品関連	1. 集中調達への考え方について	効率的な集中調達を行うために必要と思われる機能についての考え方が記述されていること。 特に、管理調達課での予算の執行にかかる課題及び解決方法が記述されていること。	重要	50	
小計(熊本県新財務会計システムの姿と改善ポイントに対する提案者の理解)					350	
2. 業務の進め方	1. 構築業務(詳細設計～構築)	1. 全体スケジュールについて	全体の作業内容と本番対応までのスケジュールがガントチャート等で記述されていること。	必須	-	
		2. プロジェクト管理の具体的な方法について	本業務を進めていく上で、プロジェクト管理の観点から実施する具体的な方法が記述されていること。合わせて、御社が所有する業務ノウハウ(パッケージ)をベースとして、進めていく場合はその旨を宣言し、その業務ノウハウ(パッケージ)について詳しく記述すること。	最重要	100	
		3. 各工程における具体的な作業の進め方について(詳細設計)	詳細設計における作業の進め方が具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	普通	30	
		4. 各工程における具体的な作業の進め方について(プログラム作成～テスト)	プログラム作成～テストにおける作業の進め方が具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	普通	30	
		5. 各工程における具体的な作業の進め方について(データ移行作業)	データ移行における作業の進め方が具体的に、かつわかりやすく記述されていること。	普通	30	
		6. 各工程における体制の考え方について(詳細設計)	詳細設計における体制の考え方。加えて、具体的な技術者の要件(投入予定もしくは、投入すべき技術者の要件)が記述されていること。 ※個人を特定する情報は不要	普通	30	
		7. 各工程における体制の考え方について(プログラム作成～テスト)	プログラム作成～テストにおける体制の考え方。加えて、具体的な技術者の要件(投入予定もしくは、投入すべき技術者の要件)が記述されていること。 ※個人を特定する情報は不要	普通	30	
		8. 各工程における体制の考え方について(データ移行)	データ移行における体制の考え方。加えて、具体的な技術者の要件(投入予定もしくは、投入すべき技術者の要件)が記述されていること。 ※個人を特定する情報は不要	普通	30	
		9. 各工程における品質確保の考え方について(詳細設計)	詳細設計における品質を確保するための作業内容が、具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	普通	30	
		10. 各工程における品質確保の考え方(プログラム作成～テスト)	プログラム作成～テストにおける品質を確保するための作業内容が、具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	普通	30	
		11. 各工程における品質確保の考え方について(データ移行)	データ移行における品質を確保するための作業内容が、具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	普通	30	
		2. 運用・維持管理業務(稼働以降)	1. 具体的な作業の考え方について	ヘルプデスク、システム稼働維持業務における作業の考え方が具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	普通	30

別記「評価基準」

大項目	中項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
2. 業務の進め方	2. 運用・維持管理業務(稼働以降)	2. 体制の考え方について	ヘルプデスク、システム稼働維持業務で想定される体制の考え方。加えて、具体的な技術者の要件(投入予定もしくは、投入すべき技術者の要件)が記述されていること。 ※個人を特定する情報等は不要	重要	50
小 計(業務の進め方)					450
3. ライフサイクルコスト	1. 費用低減に対する考え方	1. 将来見込まれる改修等の費用低減に関する技術的な考え方について	改修費用等の低減のために施す技術的な考え方について、具体的に、かつ、わかりやすく記述されていること。	最重要	100
	2. ライフサイクルコストの単価	1. 運用・維持管理業務に関するコストについて	ヘルプデスク・システム稼働維持業務に係る費用に関する評価(別途、提出内訳書より分析)	重要	50
小 計(ライフサイクルコスト)					150
4. 受託者に関する事項	1. 受託実績	1. 類似業務の受託実績について	平成12年度以降の、類似業務の受託実績(システム名、処理方式、規模等)が具体的に示されていること。 なお、以下の機能等についての開発実績があれば併記されていること。 ・事業別予算執行管理 ・行政経営管理機能(管理者用システム) ※複数ある場合には、複数記述すること。	重要	50
小 計(受託者に関する事項)					50
合 計					1000

熊本県公告第 414 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、暗渠排水	碓石下	平成 11 年 9 月 24 日	平成 17 年 1 月 11 日	新和町

熊本県公告第 415 号

特定調達契約につき、落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県立大学清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立大学事務局総務課
熊本県熊本市月出三丁目 1 番 100 号
- 3 落札者を決定した日
平成 17 年 3 月 22 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 三勢
熊本県熊本市帯山三丁目 8-44
- 5 落札金額
18,690,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 890,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 17 年 1 月 28 日

熊本県公告第 416 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物品等の名称及び数量
FUJITSU GS21 400 モデル 10N/10J 電子計算機組織及びプログラム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 17 年 3 月 25 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 契約に係る金額
309,602,784 円（うち消費税及び地方消費税の額 14,742,984 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。

熊本県公告第 417 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 42 業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 17 年 3 月 29 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号
- 5 契約に係る金額
94,500,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,500,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。

熊本県公告第 418 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本県八代市沖町字六番割 3971 番 4 及び同 3972 番の一部
496.34 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
イオン九州株式会社

登載依頼

熊本県教育委員会付議事項に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第 7 号

熊本県教育委員会付議事項に関する規則の一部を改正する規則
熊本県教育委員会付議事項に関する規則（昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 10 号を次のように改める。

(10) 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員（熊本県職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する職員に限る。）の人事
第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。